

幕末の修陵について

山陵に関する諸制は古くは律令の定めるところであり、国家によつて管理されていたのであるが、律令制度の衰頹につれて山陵の制は次第に廃絶し、山陵は殆んど国家管理の外に置かれ、荒廢に任されるに至つた。徳川時代に入つてもたらされた文運の興隆は、やがて尊皇思想の擡頭をうながし、この間に山陵の存在はようやく識者の注意を喚起するに至つたが、徳川幕府に於ても元祿年間以降数次に亘つて、山陵の調査と修補を行つた。

幕府の行つた修陵事業のうち、その規模、内容より見て特筆されるべきものは、宇都宮藩の建議によつて行われた文久度の修陵であるが、これは幕末の切迫した状勢を背景に、幕府によつて行われた修陵事業の最後のものであり、明治以降の陵墓の様式、管理の制度など、陵制の上で重要な影響を与えたものであつた。宇都宮藩が修陵を建議するに至つた経緯については別に改めて述べることにして、本稿に於ては、文久度の修陵がどのような方針のもとに、如何なる経過を経て行われたかを述べることにする。

戸原純一

いわゆる文久の修陵と云われる幕末の修陵事業は、宇都宮藩の建議に端を発する。すなわち、幕府は内外に多くの問題を抱えてその対策に苦慮し、文久二年六月一日幕政の改革を企図して政治上の意見を諸侯に徴したのであつた。⁽¹⁾ 時恰も宇都宮藩に於ては家老間瀬忠至を中心として山陵修補のことが議せられていたが、忠至は幕政について朝廷の意向を伝宣するために東下中であつた勅使大原重徳、政事総裁職松平慶永に謁して宇都宮藩の修陵の策を披瀝し、その賛同を得た。よつて忠至は閏八月八日藩主戸田忠恕の名を以て修陵建議書を幕府に提出したが、⁽²⁾ 幕議はその採用を決し、同十四日幕府は宇都宮藩に修陵の命を達し、更に家老間瀬忠至には出張の上修陵事業を統轄すべきことを命じた。⁽³⁾

忠至は通称を和三郎と云い、藩主忠恕の祖父忠翰の弟の子に当り、戸田家の一族であつたが、宇都宮藩の名門間瀬家を継ぎ、当時藩主は弱年であつたため筆頭家老として藩政を掌握する地位にあつた。

幕府より修陵事業の統轄を命ぜられた忠至は、戸田姓に復し、藩主忠恕の名代として修陵のことに当るため、文久二年十月九日随行の宇都宮藩士と共に入洛した。これより前閏八月二十一日、宇都宮藩による修陵のことは京都所司代より武家伝奏を経て奏聞に及んだが、忠至一行の著京によつて朝廷に於ては、権大納言正親町三条実愛、参議柳原光愛、同野宮定功、権大納言中山忠能等の諸卿を順次山陵御用掛に任じ修補事業の監督に当らせることとし、十月二十二日には、修陵事業の武家側の総轄者として戸田忠至を山陵奉行に任じた。⁽⁶⁾奉行は本来幕府の職制であり朝廷より奉行を任命するのは異例のことであるが、これは修陵事業を幕府の手に一任せず朝廷の事業として進めようとする意志を示すものと思はれる。⁽⁷⁾なお、修陵を命ぜられた宇都宮藩は、多数の藩士を上京させて修陵事業に従わせることとなつたが、これ等の宇都宮藩士は修陵事業中現地に出張し、工事の監督、会計、地元との折衝等の一切の事務を分掌して、その実施に当ることとなつた。⁽⁸⁾

一方修陵事業には、これ等の実際の担当者の外に、かねてより山陵の考証、探索に従つていた谷森善臣等の山陵研究家が調方として参劃することとなつた。忠至をはじめ宇都宮藩士は、何れも特に山陵について考究した者ではなく、遠く江戸或は藩地より上京したのであるから、畿内の土地事情には不案内であつたと思われ、山陵の古制を考え、所在を考定するなどのことは、山陵研究家の援助をまたねばならなかつたことは云うまでもない。後記するように、忠至は上京後谷森善臣等の研究家

に、修陵方針についての意見を徴しており、又宇都宮藩に於て修陵のことが發議されて以来、忠至の手足となつて劃策した宇都宮藩士眞勇記は、忠至に先立つて上京し、谷森善臣、平塚瓢斎、砂川政教等と屢々會合を重ねているが、⁽⁹⁾具は谷森等の意向を叩き、相互の意見の交換などを行つたものと思われる。忠至は上京後間もなくこれ等の京都、大和方面の山陵研究家に、修陵の方針、諸陵の考定などの取調を委嘱したのと思われ、十一月一日には調方の名簿を山陵御用掛に提出しているが、その名簿によると次の人々である。⁽¹⁰⁾

谷 森 外 記 (善臣) 砂 川 健次郎 (政教)
同 平 太 平 塚 瓢 斎 (利助)
結 城 筑 後 守 岡 本 桃 里
村 井 修 理 小 進 (政礼) 北 浦 儀 助 (定政)
豊 島 太 宰 少 弐 (泰盛) 矢 盛 式 部 (教愛)

これ等の調方を委嘱された人々は何れも山陵の考証探索に従つていた人であるが、なかでも谷森善臣は、終始忠至の相談役として重要な役割を果した。このように忠至の上京によつて、諸役が任命され、修陵事業の出發に當つて、その組織が整えられた。

右にのべたように、宇都宮藩は修陵事業について幕府の命を受け、忠至は藩主の名代として上京したのであつたが、朝廷に於いても諸卿を山陵御用掛に任じ、忠至に山陵奉行を命ずるなど、積極的な姿勢で修陵事業に臨み、山陵奉行は朝廷と幕府との双方より指揮監督を受けることと

御燈籠 一對

凡金三拾兩位

尊号御建石

凡十兩

將軍様御建石

右同断

御老陵 大凡金五百五拾五兩位

山陵百ヶ所与見積

ノ金五万五千五百兩

右者極々大凡積リ御座候間、御場所篤与見分之上、巨細取調可申上候、尤御場所ニ寄石材木弁利不弁利之処も可有御座候間、何れ御入用増減可有之義与奉存候、尤可成丈御入用減少仕、早々皆出来相成候様可仕候

御下ヶ金頃合

(文久二年)
当十二月 拾ヶ所分
御下ヶ

右を以御普請取懸り、其余者巨細取調可申上候間、其上ニ而

(文久三年) 七月三十ヶ所
来亥年 十二月四十ヶ所

右之外者

(元治元年)
来々子年皆出来之上

右之通御下ヶ金被下候様仕度候此段申上候 以上

九月四日

(忠憲)
戸田越前守内
間瀬和三郎

以上の幕府へ提出した二つの書類によつて見ると、忠至が上京前に抱いていた修陵方針は大凡次のような規模のものとなる。

陵域を矢来で廻らし、その正面に門をつけ、門の内には敷石を敷並べ、敷石の終る辺に鳥居を配し、鳥居の奥の御所在(御遺骸の埋納所)の周囲を石の玉垣で廻らす、と云うものである。なお、石敷とあるのは参道と解されるが、燈籠、尊号御建石(石標)、將軍様御建石などの位置は不明である。恐らくは石敷参道の両側から鳥居もしくは玉垣迄の間に配置されるものと見て差支えあるまい。この方針を周濠に廻らされた山陵などに適用することは困難かと思われるが、一つの基本的な方式を示したものであろう。

忠至は右のような修陵方針を持つて上京の途にいたのであるが、著京した忠至は山陵御用掛の諸卿より修陵の方針についてただされた。中山忠能の日記⁽³⁾十月二十日の条に「戸田所存内問之処、地下有志之徒彼手へ寄せ万事示合、此山陵へヶ様ト目当ヲ付ヶ、可伺由願之旨」とある。「地下有志之徒」とあるのは、忠至より調方を委嘱された谷森等の山陵研究家を指すものであり、忠至はこれ等の人々の意向を徴するため、臨時の猶予を願い、十月二十六日山陵御用掛野宮定功へ、修陵に當つての方針書を絵図を添えて提出した⁽⁴⁾。

この方針書によると、忠至ははじめに「御陵之制御代に依り御制度変

革区々」であるので一様の方針ではかえつて「上古之様茂取失ひ、後世之微与可相成事茂自然廢滅」することになるので「古来有来候模様に従ひ」修補するのがよいとして、二つに区分して次のようにのべている。

一 大和其外古代之御陵何連茂広大にて、其廻りに御座候大堀は何十間も有之、容易に近付候事も出来兼候間、右様之分者絵図面老之印之通り、堤上に柵を廻らし、正面之所ハ奉幣使等被為立候節之為め、堤之高さに場広に平地を築足し、外構ひ之柵に木戸を設け錠メリ付、其木戸内に石標を立て、正面に御尊号を雕付、後來某天皇御陵与申儀紛乱不仕様に建置、其内之方ニ場所見計扉付御鳥居を立て、猶又御陵後口之方便宜敷所江柵に木戸付置、御掃除或は見廻等之通路付、平常ハ正面より出入不仕様取極置可申、又御堀埋ミ居候所ハ浚立、外堤損所或は不陸之分ハ上ハ置築足等仕可申哉に奉存候

一 御陵之御場所高山或ハ巖石有之、或ハ狹隘ニ而御堀構出来仕兼候所者、御陵之廻りに土堤築、其上江石之玉垣を廻らし、正面江扉付之御鳥居建て、右之外と廻りに場所之広狭見計堤を築き柵を廻らし、木戸締り等前段同様に可仕哉に奉存候

但地所之高低に不拘溝堀廻し出来候様之御場所ハ絵図面之通可仕奉存候

右は添附の絵図が残されていないので理解に困難な点もあるが、大体次のように解釈される。

周濠のある陵の場合は外堤上に柵を廻らし、濠の埋れたものは掘り浚

え、陵城が高所狹隘な場合は周田に土堤を築いてその上に石の玉垣を廻らす。陵前には奉幣使等の参向の折のために何れも広場（拝所）を築き足し、その外正面には木戸の門（柵門）を付け、その内側、つまり拝所には陵名を記した石標を立て、拝所の内正面には扉付鳥居（神明門）を立てる、と云うものである。なお燈籠、將軍様御建石などについてはふれていないが、絵図面が添附されているので記載を略したまでのことと思われ、何れも拝所内に立てることとされたものであろう。周濠をそなえた高塚式山陵については、石の玉垣にふれていないが、後に述べるようにこの方針書を提出して間もなく文久二年十一月に、忠至等が大和地方の諸陵を巡検した際、添下郡下の巡検に立合つた横領村の庄屋は、その控に「普請仕方之義ハ、帝陵廻り堀ニいたし、絶頂ハ石玉垣ニ被仰付」と記している。これによつて周濠に廻らされた高塚式山陵の場合も御所在の廻りに石の玉垣を設ける方針であつたのではないかと考えられる。

この方針を先に幕府に提出したものと比較して気付くことは、後者は陵前に拝所を設けているが、前者は全くそのことにふれていないことである。これは修陵方針の変更によるものであり、新たに陵前に拝所を設けることによつて、陵前の様式に多少の修正が加えられることとなつた。すなわち、幕府に提出した方針では外柵の内側、つまり陵城内に設けられた石敷の参道は廃され、参道の周辺に置かれたと思われる鳥居、燈籠、石標等は、陵前に築き足された拝所内に移されることになつた。幕府へ提出した方式では、周濠のある場合は実施に困難な点もあつた

が、この方針によれば周濠の有無にかかわらず同一の方式をとることが出来ることとなる。忠至が上京前江戸に於て幕府へ提出した方針がこのように修正されたのは、谷森等の調方の意見によつたものと思われる。

このように、修陵の方針は方針書の前文に於て「古来有来候模様随ひ」と述べているように、菅建当初の古制にしたがつて修補すること、修陵に當つての基本的な態度としたが、周濠の埋れたものはすべて復旧するなど、陵域を菅建当時の規模に設定し、陵前に拝所を設けて鳥居、燈籠、石標等を配し新たに祭祀施設を設けることとされた。これを元祿以降の修陵が御所在の周田の小域に竹垣を設けたに過ぎないのに比べるとき、格段の手厚さを示すものであることが分る。この方針は山陵御用掛諸卿の意向を満足させるものであつたと思われ、提出の翌十月二十七日には山陵御用掛正親町三条実愛より採用の旨を達せられ、ここに修陵の基本方針が定められた。

なお、この時の修陵は激しい時代の流れの渦中にあつて行われたのであるが、内外の切迫した情勢は修陵事業の上にも影響を与え、当初の方針は多少の変更を余儀なくされた。

すなわち、元治元年七月の蛤門の変によつて、京都市街の一部が焼失したため、上昇気味の物価は益々高騰し、石材、木材の値上りは修陵経費の上に齟齬を来たした。よつて忠至は山陵御用掛に「御普請仕様少々、相略シ、当節之処ニ而者、御陵廻リ不浄ヲ払ヒ、御鳥居式ケ所并御燈籠御拝所出来仕候位之儀」に省略したい旨を上書きし、山陵御用掛より

「当時御取込之御時節、且諸品払底之由ニ相聞へ候間、御普請仕様相略、速ニ出来可致、尚平穩之御時節ニ至リ念入御修補可致候事」と達せられている。しかし、この省略は当初の方針を、根本的に変更する性格のものではなかつた。

(註)

- (1) 「続再夢記事(一)」文久二年閏八月八日条(日本史籍協会版)
- (2) 「東西評林」六〇四頁(日本史籍協会版)但し「尊号御建石 凡十兩」は「山陵御修補始末稿(二)」によつて補記した。
- (3) 「中山忠能日記(三)」所収「山陵御修復御用」文久二年十月二十日条(日本史籍協会版)
- (4) 野宮定功「山陵修補御用私記」文久二年十月二十六日条
- (5) 「帝陵御調一件控」
- (6) 註3同 文久二年十月二十七日条
- (7) 「御鳥居式ケ所」とあるが、竣工後の陵前の模様を見ると拝所の外正面に神明門(扉付鳥居)を設け、内正面は鳥居となつており、両者を合せて二ヶ所としたものであろう。
- (8) 「国事文書(一)」(九条家記録)

三

修陵に當つての組織が整備されその方針も定められたが、忠至は修陵の実施に當つて山陵の実状を実検するために、谷森等の調方、絵図方、棟梁等を従え、十一月七日大和地方よりはじめて河内、和泉、摂津方面の諸陵巡検の途についた。忠至はこのときはじめて具さに山陵を実見する機会を得たのであるが、この巡検によつて用地問題などの当初予想し

なかつた問題に直面することとなつた。

忠至は巡検の途次、大坂より幕府と京都所司代へ諸陵巡検についての報告書を提出しているが、報告書の要旨は、はじめに諸陵取調のことにふれて「元祿ノ御調ハ唯々土人申伝ノミヲ以用捨御座候儀ト相見、余程相違ノ御場所モ有之候歟、勿論今般ノ儀ハ古書ニ相因ミ精々取調、真疑分明ノ上追々可申上候」と述べ、次に山陵の現状に及んで「御陵ノ頂ニ表作其外作物ヲ仕付、養ヒノ為メ不淨ヲカケ、又ハ御陵ヲ破リ御石棺暴露仕候箇所モ許多有之、御陵ノ上ニ庶人之墓所有之候モ相見」える状態であるが、中には年貢地となつているところもあり、又、山陵への道筋には難所が多く、とても奉幣使などの参向は困難であるので、せめて道幅を三尺程にもつきたいが、そのためにはこれまた「田畠山林ノ年貢ニ少々宛拘り候」状態である。しかしながらこれ等の年貢地は「容易ニ引揚候儀ニモ至リ申問敷、御普請差支ニ相成候儀心配仕候」と山陵用地の問題に言及している。この報告書によつて、当時の山陵の荒廃した状況がよく知られるのであるが、一方修陵事業の前途の困難をも窺うことが出来る。

忠至は十二月八日巡検をおえて帰京したが、同十日学習院に於て山陵御用掛諸卿の列座の席で巡検の結果を報告し、別に五ヶ条よりなる伺書を提出した。伺の要旨は次のようなものである。

- (1) 周濠が埋れて田畠となつていゝものは、民心を考慮して復旧の対象から除き、そのままとすること。

- (2) 神武天皇陵は特別に手厚く修造すること。
- (3) 御陵守を一陵に三戸位宛差置くこと。
- (4) 神武天皇陵には領地を附けること。
- (5) 陵上などの山陵々域内に設けられた耕地は、年貢地たりとも引き上げること。

右の五ヶ条のうち、(1)と(5)は山陵用地に係わる問題であるが、(5)は陵上に設けられた耕地のことに關するものであり、修陵に際しては当然引き上げるべきである、と云うものである。(1)は周濠が埋れて田畠となつていゝものの処置についてであるが、忠至の巡検前に定められた方針にしたがえば復旧の対象となるべきものであるが、民心を察し、引き上げたの困難を予想して復旧の対象から除外したい旨を伺つたものである。この伺は十二月十五日に山陵御用掛の意見を附して返却されているが、(1)を除いた四ヶ条については何れも御用掛の諒承するところとなり、(1)については

民心を察し穩便之趣向尤ニ者候得共、池之場所現在分明ニ候処、今度無御修補被廢棄候而者、至後年失古制御残念之儀ニ候間、堀浚御修補可有之、田畑年貢地ニ相成候場所、夫々可被宛替地、其余自己作物之向も、迷惑無之様可有勘考旨、關東江可申談事

と付札され、營建当初の古制に復することを修陵方針の第一義とした山陵御用掛諸卿の意向により、田畑化した周濠も替地を与え、当初の方針通り復旧することとされた。なお、右の伺書の末尾には「御陵御場所無

疑分明之分が早々御修補可取掛候、異説区々急速難被決分ハ、追々旧記等取調、治定之上可取掛事」と付札され、早々修陵に取り掛るべきことを命ぜられた。

修陵実施についての命を受けた忠至は、各陵の様見積書の作成に着手し、修陵事業はここによいよ具体的な段階へ入った。しかし、後に述べるように神武天皇陵を除いた他の諸陵は容易に着工の運びとならず、修陵事業はその出発に当つて暫時停滞を余儀なくされた。

前述した幕府への報告書と山陵御用掛への伺書によつて分るように、巡検前には予測しなかつた山陵用地などの新たな問題に直面して、忠至等はその対策に苦慮しているのであるが、先にも述べたように忠至は大和地方の巡検によつて、はじめて具さに山陵を実見したのであり、高塚式山陵の規模の広大さと、その荒廃の状況は、忠至の当初の予想をはるかに超えるものであつたと思われる。文久三年二月に山陵御用掛に宛て、実見以前には一兩年で成就の見込であつたが、実見の結果はいかに取急いでも「四五ヶ年之内に無之候而者皆御出来相成間敷甚心配仕候」⁽³⁾と述べている。忠至が上京前に提出した見積書^(前)では、二年後の元治元年には全部の竣工を予定しているのであるが、実見の結果四五年を要するとすれば、資金面など種々の点で当初の計画は全面的に齟齬を来すことは云うまでもない。

忠至が修陵実施の段階に当つて逢着した問題は、山陵用地と修陵資金の問題であつたと思われるが、用地、資金の問題は勘定奉行の所管であ

り、京都に於ては手続の繁雑のためいたずらに日時の遷延することを恐れ、直接幕府と折衝するために、忠至は文久三年四月江戸に下り八月迄在府している。出発に当り山陵御用掛に提出した出立伺⁽⁴⁾に「御陵御場所年貫地ニ相成居候茂有之、御普請差支、且又御入用品々武辺江申談御座候ニ付」とあるように、この問題は修陵着手に当り解決しなければならぬ当面の急務であつた。又、これに加えて、修陵事業が遠く江戸を離れての事業であつたため、命令系統の錯綜が着工を遅らせる重要な原因であつたと思われる。次に修陵実施に当つて逢着した、これ等の諸問題について見ることとする。

〔註〕

- (1) 「函底叢書」。松井良吉編「山陵修補綱要」
- (2) 野宮定功「山陵修補御用私記」。「山陵修補綱要」
- (3) 「山陵御修補始末稿(二)」
- (4) 野宮定功「山陵修補御用私記」

四

はじめに着工に至る手続の問題について述べると、山陵奉行は着工に当つて絵図、仕様書を幕府へ提出し、幕府の裁決をまつて取掛ることとされたことは先に述べたところである。しかし、個々の見積書をその都度江戸に伺うことは、その往返に日時を費し、着工を遷延させる原因ともなり、修陵事業遂行の障害となつた。用地、資金の問題で幕府と折衝

するため文久三年四月江戸に下つた忠至は屢々幕府へ上書したが、八月には手続の件について「遠路之処度々奉伺、御下知御座候迄相控、私并越前守家来多人数手ヲ空ク仕居候而者、諸事雜費不少実ニ難渋」であるから「仕様其外積リ方出来次第御普請無懈怠様取掛」りたい旨を上書した。⁽¹⁾しかし、幕府は当初の方針通り、その都度江戸に伺うこととし、忠至の上書は却下された。

文久三年九月十四日、山陵御用掛柳原光愛より「速ニ出来方取計可申」⁽²⁾との命を受けた忠至は、同十一月に京都守護職松平容保へ伺いの上、更にこの件につき幕府に上書したが、⁽³⁾その文面に「絵図面仕様之儀、古形古法式等、悉朝廷より御差図有之、彼是入組候意味合多、其時々江戸表江書面を以伺候而者、何分難行届、且江戸伺中往返手間取候内、御掛り公卿方より御催促も被仰出、甚心配仕候、仍之、於当所都而肥後守殿江相伺、御差図之上御普請仕候得者、諸事簡易ニ都合能」とあり、京都に於て京都守護職松平容保の支配下に修陵事業を進めたい旨を、後記する修陵資金下渡しの際と合せ上書した。

再三の上書によつて、忠至等の苦衷はようやく幕府の認めるところとなり、勘定奉行評議の上元治元年正月二十三日に、老中板倉勝静より「書面之通可被心得候事」と達せられ、忠至の歎願は幕府の容れるところとなつた。ここに山陵の修補に関する伺は当初の江戸上達の方針を改めて、京都守護職松平容保の指揮によつて処理されることとなり、修陵事業遂行に當つて障害となつていた問題の一つは、ここに解決されるこ

となつた。なお、松平容保は元治元年二月十五日軍事総裁に転じたので、これより修陵事業は京都所司代より支配されることとされた。⁽⁴⁾

次に修陵経費の問題について見ると、文久二年九月四日に幕府に提出した見積書によると修陵経費を一陵平均五五五両とし、百ヶ所として五五、五〇〇両を計上したが、忠至等の上京に當り幕府はそのうちの五、〇〇〇両を下渡した。しかし、修陵自体に要する経費の外に、巡検費などの修陵に附随して必要とされた諸経費は相当の額に達したと思われるが、これ等については幕府よりの援助はないのであるから、宇都宮藩は修陵事業の当初から資金の調達に苦しまねばならなかつた。

文久三年四月江戸に下つた忠至は、藩主戸田忠恕へ宛てた書状に「御入用金其外入組候御用向、御老中方へ申立候処、此節柄御用繁ニ而容易ニ御下知無之処、度々御催促申上」と述べているように、再三修陵資金の件につき幕府へ上書したと思われる。八月に行つた上書には、宇都宮藩より既に一万三千両を支出しているが、勝手向難渋の折からこれ以上の捻出も出来ない、と宇都宮藩の窮状を訴えて修陵資金の下渡しを歎願し、下金の割合として、神武天皇陵は特別に経費を要するので別途に計上することとし、その他の陵は一陵平均五五五両、九十所（前掲の文久二年九月四日の見積書では百ヶ所、この時十陵を減じている）として合計四九、九五〇両となるが、このうち五、〇〇〇両は既に下渡されているので残額を

（文久三年）
亥 十一月 一万両

(元治元年)
三月 一万兩
子 十一月 一万兩
(慶応元年)
丑 三月 一万兩

丑 七月 四千九百五十拾兩

の割合で大坂金蔵より下渡されたい旨を述べている。⁽⁶⁾しかし、幕府の方針は、各陵毎に見積書を審議することを立前としたので、容れるところとはならなかつた。

前述したように、忠至は山陵御用掛柳原光愛より急ぎ修陵実施の命を受けた。よつて更に上書して仙洞御除領⁽⁷⁾よりの修陵資金下渡しを願い、更に十一月には八月に上書した割合で、京都守護職松平容保の宰領により下渡されたい旨を前述した着工手続の件と共に上書した。勘定奉行はこれに対し「御入用金請取方等之儀共、都而肥後守殿が御差図を請取計候ハ、差支之義有之間敷⁽⁸⁾」との評議を下し、文久三年八月の上書はようやく幕府の容れるところとなり、修陵経費は既に下渡されている五、〇〇〇兩を除いた四四、九五〇兩を、京都守護職の宰領によつて大坂金蔵より下渡されることになつた。元祿以降の修陵は幕府の直管で行われたのに対し、この時は一切を宇都宮藩に委任したのであるが、四九、九五〇兩の額は云わば宇都宮藩の幕府に対する修陵請負額とも云うべきものであつた。

なお幕府は内外に多くの問題を抱え、財政は逼迫していたため、下金は常に遅れがちであり、しかも直接修陵に要する経費の外は一切幕府よ

りは支給されなかつた。よつて宇都宮藩は別途に資金の融通を講ずるなど、終始資金の調達に苦しむこととなつたが、このことについては後に述べることにする。

最後に山陵用地の問題について見ると、山陵内に耕地がいとなまれ、或は社寺、墳墓などが設けられている場合、当初の方針に従えば当然他に移転し、山陵用地として接收されるべきものであつたが、文久二年十二月の大和地方巡検の際、忠至は幕府宛の報告書に用地問題に言及して「容易ニ引揚候義ニモ至リ申間敷」と述べているように、その代替地を与えるとしても、実施に當つては種々なる困難が予測されるころであり、殊に年貢地となつているものは直ちに領主の収納高にも影響を与えることになり、為政者にとつては極めて重要な問題であつた。大和地方の巡検をおえた忠至が、山陵御用掛に提出した伺書の第一条に於てこの問題にふれ、周濠の田島となつているものは修復の対象から除外したい旨を願つたのは、右の事情を考慮したからであることは言うまでもない。用地問題については朝廷に於ても文久二年十二月十五日に「年貢地ニ相成分、早々に自関東可被充替地⁽⁹⁾」と所司代に達し、忠至自身奈良奉行と掛合のため奈良におもむいている。⁽¹⁰⁾

文久三年五月、忠至は江戸に於て年貢地の処置について幕府へ伺つたが、これに対し幕府は「潰地相成候分ハ、御料ニ候へ者高内引、私領寺社領等ハ代地被下候先格ニ付、御普請出来之上坪数等取調、尚可被申聞候事⁽¹¹⁾」と達し、又、同八月陵域内の营造物の処置を伺つたのに対して

「山陵頂上寺地ニ相成、又者下民墓所其外不淨ニ相成候分、取除候様可致候、右取除之分替地之儀者、差支ニ不相成場所引渡候旨、町奉行、大坂町奉行、奈良奉行、堺奉行江相達候間、申談候様可致候事」⁽¹²⁾と達した。ここに山陵用地については、幕府直轄領を除いて、その代替地を与えることとなり、各領主、奉行へもその旨達することとされた。

このように、修陵事業を遂行するに当つて障害となつていた用地の問題は、右の幕府の達によつて一応解決されることとなつた。しかし、その実施に当つては替地の撰定、又その間の減納高の処置など種々なる困難が伴つた模様であり、なかには用地の件につき、その緩和方を歎願するものもあつた。

一方、経費の点より見るとき、忠至が上京前に幕府に提出した見積書には、埋没した周濠や、壊損した墳丘の復旧費は計上されていないのであり、これ等の復旧費まで計上すると、一陵平均五五両の額をはるかに超過する場合もあり、このため幕府より再調を命ぜられるようなこともあつた。一例を挙げれば、文久三年九月に幕府に提出した安寧、懿徳兩天皇陵の見積書が、墳丘周縁の壊損部の復旧費を計上したため、平均額を大幅に上廻り見積書の再調製を命ぜられていた。⁽¹³⁾

このように当初の修陵方針に従つて營建当初の規模に全面的な復旧を行うためには、用地問題と共に経費の点に於ても支障を伴つたのである。古形の復旧を宗とする山陵御用掛と経費の節減を宗とする幕府との間にあつて苦慮した忠至は、復旧方針の緩和について、山陵御用掛に何

書を提出したが、元治元年二月その容れるところとなり「追々古形ニ可被復候得共、当時可成丈田畑人家ニ不差障様、御憐愍之御趣意ヲ以商量候」⁽¹⁴⁾と達せられた。

これは、当初の方針より見れば後退と云わねばならないが、実状に依つて当初の方針に融通性を持たせたに止まり、原則として古制復旧の方針が貫かれていたことには変りがなかつたと思われる。一例を挙げれば、大和高市郡の北部を領有した旗本神保遠江守の領内には、神武天皇以下五天皇の山陵が介在していたが、大久保村以下の五ヶ村から計五町三畝余の土地を山陵用地として上地しており、⁽¹⁵⁾この種の例は他にも多く見られるところである。⁽¹⁶⁾しかし、營建当時の規模に復旧すると云う当初の方針が、実情に従つて多少緩和されるに至つたことは、停滞しがちであつた修陵事業を推進するのに役立つことは云うまでもない。

〔註〕

- (1) (2) 「山陵御修補始末稿(一)」
- (3) (4) 「山陵御普請」
- (5) 「山陵御修補始末稿(三)」
- (6) 「山陵御修補始末稿(一)」
- (7) 仙洞御所の御料は、上皇のおられぬ時は御除領と称して幕府の手に回収されることとなつていた。
- (8) 「山陵御普請」
- (9) 「函底叢書」
- (10) 柳原光愛「山陵御普請覚書」
- (11) 「山陵御修補始末稿(一)」

(12) 「山陵御修補始末稿(一)」

(13) 「山陵御普請」「山陵御修補始末稿(二)」

(14) 「東山御文庫本」一一四箱

(15) 「神保遠江守知行所之内御陵上知村々田畑石数取調帳」

(16) 崇神天皇陵、成務天皇陵など修陵前の絵図面では、周濠はすべて田畠となつてゐるが、この時掘り浚えて旧状に修復されている。このような例は他にも多くあり、後述する「山陵図」の成功前と後の絵図を比較対照すればそのことは明かである。

五

前節で述べたような事情によつて停滞しがちであつた修陵事業は、元治元年に入つてようやく全面的な実施の運びとなつたが、これより前文久三年正月、修陵事業の実施に當つて各陵に奉告使發遣の議が起り、忠至は山陵御用掛の諸卿よりその取調の命を受けた。しかし、忠至は道路不通の場所もあり、道中村民の夫役の労が少くないとして、五畿内の国毎に一陵宛奉告使發遣のことを上書した⁽¹⁾が、神武天皇陵についてのみ奉告使が發遣されることとなつた。

神武天皇陵については、元祿以来その所在をめぐつて種々なる説が行われたが、調方谷森善臣は畝傍山東北の字ミサンザイ(俗に神武田とも言ふ)の地に現在の陵所に當る場所を考定し、文久三年二月十七日に治定の御沙汰があり、山陵御用掛徳大寺実則、同万里小路博房の両卿は、三月二十四日奉告使として神武天皇陵へ参向した。この日孝明天皇には、四方拝の儀に準じて御所の東庭に於て神武天皇陵に拝礼、ついで綏靖天

皇陵以下の諸陵に拝礼され、山陵修補のことを奉告された。⁽²⁾

このようにして、神武天皇陵は文久三年五月には着工の運びとなり、同十二月には竣成を見たのであるが、その他の山陵については着工が遅引し、文久三年には天智天皇陵及び垂仁天皇陵などの奈良周辺の諸陵が僅かに着工されたに止まり、前述のように元治元年に入つて全面的に着工されることとなつた。

施行に當つては、全地域をいくつかの地区に分割し、各地区に出張所を設置して宇都宮藩士数人を派遣し、地区内の諸陵修補の指揮監督に當らせた。宇都宮藩士松井良吉の日記によると、大和高市郡方面には八木附近の小房村に、磯城、山辺郡方面には柳本にそれぞれ出張所を設けているが、奈良、堺、河内国石川郡碓井村にも出張所が設置されていた模様である。出張所に於て取扱つた事務内容を、松井良吉が所属した大和高市郡の小房出張所の場合を例にとつて示すと、同出張所には渥美祖太郎以下の宇都宮藩士五名が常駐し、元治元年より慶応元年にかけて十四所の修營を担当したが、出張所に於て取扱つた事務は松井の日記によると大凡次のようなものである。

先づ工事請負人を撰定して見積書と絵図を作成し、京都の山陵奉行所に提出する。奉行所は山陵御用掛と所司代に書類を提出し、許可が下りると地元領主の代官と立会の上繩張りを行つて着工の運びとなる。工事期間中の指揮監督は云うまでもないが、その間の地元領主との折衝、山陵奉行所との連絡、請負金の支払、修陵後の山陵管理人の人选、更には

修陵資金を附近の有志より借入れることなど、着工より竣工に至るまでの修陵に関する凡ゆる問題の処理を担当していたことが知られる。

なお、修陵事業は多数の人足を要したが、これについては文久二年閏八月二十一日に「御普請場草木刈払之節、其場所近隣在町ニ不限、其石高ニ応じ役人夫当候而遣ひ不苦儀ニ御座候哉、尤其場所潤色ニ相成候様心得候得共、役人夫遣候義者、京、大坂、奈良奉行様等江兼而御沙汰御座候様仕度候」と、地元農民等の使用を幕府に伺つて許され、各村々へもそれぞれの奉行所よりその旨を達し、地元農民の協力によつて遂行された。

次に、宇都宮藩の修陵建白が採用されると、諸藩に於ても自領内の山陵の修補を願出るものがあつたが、以下それらの諸陵についてのべることにする。

館林藩^(野上)は文久二年十月、河内国丹北郡の領内にある雄略天皇陵の一手修補を願出た。しかし、山陵御用掛の意向は、一定の方式のもとにすべての山陵を山陵奉行の統轄下に修補することを方針としたので、館林藩の一手修補のことは許されず、山陵奉行の指図によつて行うこととして許された。⁽⁶⁾よつて館林藩は山陵奉行と協議の上工事に当り、雄略天皇陵修営費の一部を負担した。

津藩^(勢伊)は文久三年正月、大和国の自領内の山陵修補を願ひ、館林藩と同じく山陵奉行と協議の上、光仁天皇陵、春日宮天皇陵（施基親王）、

崇道天皇陵（早良親王）の三陵の修補を行い、三陵の修補経費の全額を負担した。

柳本藩^(和)は領内の崇神天皇陵の修補の際、人足を差出して修陵事業を援助し、郡山藩^(和)、高取藩^(和)、旗本神保山城守^(知行所大)は各々木材を献納して援助するところがあつた。

東西両本願寺は、草創期の同寺を庇護された龜山天皇と、同天皇の御父嵯峨天皇の山陵、分骨所、火葬塚の修営費の献納を願ひ、東本願寺は天竜寺内の両天皇山陵の修営費を、西本願寺は南禅寺内の龜山天皇分骨所と天竜寺西傍の両天皇火葬塚の修営費を献納した。

〔註〕

(1) 「函底叢書」

(2) 野宮定功「公武御用記」

この時は大和、河内、和泉、摂津の諸陵及び天智天皇陵に拝礼された。
なお、文久三年八月八日には残る山城、丹波の諸陵を拝礼された。

〔東山御文庫本〕一一四箱)

(3) 「山陵御用出役旅中日簿」「路端日簿」

(4) 「東西評林」六〇二頁（日本史籍協会版）

(5) 「帝陵御調一件控」

(6) 野宮定功「山陵修補御用私記」

六

以上述べたような経過を辿つて、慶応元年春頃までに大和、河内、和

泉、摂津地方の諸陵は順次竣成した。よつて山陵御用掛広橋胤保は勅使として、慶応元年三月に安寧天皇陵以下の四十一陵の巡検を行い、各陵に幣物を捧げ、告文を奏して修陵の竣工を奉告した。⁽¹⁾同五月には山城、丹波地方の三十七陵が竣成し山陵御用掛広橋胤保、同柳原光愛、同野宮定功の諸卿が参向、⁽²⁾ここに全山陵の竣成を見た。よつて山陵御用掛の諸卿は修陵の成功を言上し、山陵奉行戸田忠至もまた奏聞するところがあつた。更に同八月には龜山天皇分骨所及び淳和天皇火葬塚以下十四の火葬塚が竣成し、それぞれ巡検使も発遣され、⁽³⁾ここに文久二年に発足した修陵事業は全くその功をおえたのである。

慶応元年五月に山陵奉行より朝廷へ修陵事業終了の届を提出したが、⁽⁴⁾それによると一〇九箇所が修補されている。その内訳を表記すると次のようになる。

	山城	大和	河内	和泉	摂津	丹波	計
1 天皇陵	三四	二四	一一	三	一	二	七六
2 皇后以下陵墓	二	八	〇	〇	〇	〇	一〇
3 分骨所火葬塚	一五	〇	〇	〇	〇	一	一六
4 仮修補陵	〇	四	〇	〇	一	〇	五
5 その他	一	一	〇	〇	〇	〇	二
計	五二	三七	一一	三	二	三	一〇九

1 天皇陵 泉涌寺内の四條天皇陵及び後水尾天皇以下の歴代十三方の陵は含まれていない。但し北朝天皇陵を含んでいる。なお深草北陵は後深草天皇以下十二方の合葬陵であるので、御方数としては八十七方の陵となる。

2 この時陵所未定とされたのは十八陵である(うち四天皇陵は仮修補)。皇后以下陵墓 次に述べる十方の陵墓であるが、神功皇后、飯豊天皇(飯豊青尊)、及び追尊天皇の称号を受けられた春日宮天皇(施基親王)、岡宮天皇(草壁皇子)、崇道天皇(早良親王)の陵は天皇陵に準じて修補されたものである。太田皇女、吉備皇女、章子内親王、邦良親王の四方の陵墓は何れも天皇陵の陵域内か、それに隣接するため、この同時に修補されたものである。次に倭迹々日百襲姫は古来伝説などに著名な方であり、その墓は規模、地理的位置など人の注目をひきやすい存在であつたので、この時修補されたものであろう。

3 分骨所・火葬塚 分骨所は龜山天皇と後土御門天皇の二所、火葬塚は淳和天皇以下の十四所である。

4 仮修補陵 未定陵のうち綏靖、崇峻(二所)、文武、光明(摂津)の四天皇の陵所を仮に定めて修補したものである。

5 その他 安寧天皇陵側の御陰井を修理し、泉涌寺内歴代天皇陵々前の拝所施設を修営せるものである。

補 竣工届書には記載されていないが、大和国高市郡内に於て、持統、文武両天皇火葬塚を修補している。この火葬塚の所在については不明である。(松井良吉「路端日簿」)

忠至は修陵後、各陵毎に修陵前と後の有様を比較対照して示した「山陵図」上下二帖を作らせ、これに谷森善臣の著した考証書(「山陵考」四冊を添えて慶応三年十月朝廷へ献上した。この絵図によつて、修陵後の山陵の状況をよく窺うことが出来る。(参照)この絵図によつて見ると、諸陵のうち周濠に廻らされた高塚式山陵

は、周濠を復して濠の外周に土堤を築き、その他の濠をとまわらない山陵は周囲を木柵で廻らし、或は土堤を設けてその外側を更に木柵で廻らすなど、環境に応じた手法がとられているが、陵前はすべて白砂敷の方形の拝所を設けて周囲を木柵で廻らし、拝所の正面外側には神明門、或は柵門を設け、内には燈籠一对を立て、拝所の内正面には鳥居を設けている。なお、この絵図によると、神功皇后と飯豊天皇（飯豊青尊）の二陵は全く天皇陵と同じ手法で修補されているが、その他の追尊天皇以下の陵墓、火葬塚、仮修補陵は拝所の設備を設けず、周囲を柵で廻らし、正面に神明門或は柵門を設けただけのものが多い。

右の絵図によつて竣工後の山陵の模様を、文久二年の忠至の上京後に定められた修陵方針に比較すると、陵域を營建当初の規模に広く設定するなど、古制の復旧と云う山陵御用掛の方針は殆んど実現されていることが知られる。ただ当初の方針では、拝所の内正面に神明門（扉付鳥居）を配することとされたが、神明門は外正面に置かれ（前述のように柵門の場合もある。なお立地条件によつては挿図の如く側面に置かれた場合もある）内正面はすべて鳥居とされた。又、御所在の周囲は石の玉垣を設けることとされたが省略された模様であり、石標、「將軍様御建石」なども設けられなかった。これは前述のように、元治元年七月の蛤門の変によつて物価が高騰したため修陵費を節減するために修陵規模に多少の変更が行われたためである。

このように、文久度の修陵は時代の激動期に際会したため、当初の方

針のすべてが実現されたわけではなかったが、營建当初の規模に復旧すると云う本質的な点に於ては所期の目的を充分に達成しており、元祿以降の修陵が単に御所在の周囲に竹垣を設けたに過ぎないのに比べると、根本的な相違を示すのであることが分る。なお、この絵図によつて、明治以降の山陵の体裁は、この時の修陵にその基礎を置いていることが知られるのである。

泉涌寺内の四條天皇陵、及び後水尾天皇以下の近世歴代の天皇陵は、その陵前の模様など至つて粗末であつたので、忠至は願つて普請の工を起し、陵前の唐門を修理し、新に廻廊などを營建、慶応元年五月には勅使の巡検も行われた。⁽⁵⁾

かくて修陵事業は所期の目的を達成し、修陵事業に参劃した公家、武家の関係者はそれぞれその功を賞されたが、修陵のことを主唱し、その実施を一手に引き受けた宇都宮藩は、藩主戸田忠恕、山陵奉行戸田忠至以下厚くその功を賞されたのであつた。なお忠至は、元治元年正月神武天皇陵成功の功により大名格とされたが、慶応二年三月宗家より一万石の分知を受け高徳藩を興した。

〔註〕

(1) 「広橋胤保日記」慶応元年三月四日条―同二十三日条

神武天皇陵には竣工時の文久三年十二月八日に山陵御用掛柳原光愛が参向した。四十一陵中には神功皇后、飯豊天皇の二陵を含むが、綏靖天皇陵以下の仮修補陵は含まれていない。

(2) 野宮定功「公武御用記」慶応元年五月二日条―同十七日条



推古天皇陵荒蕪図 御物「山陵図」所載

三十七陵中には後土御門天皇分骨所を含んでいる。

(3) 野宮定功「公武御用記」慶応元年八月二十六日条―同三十日条

(4) 「東山御文庫本」一一四箱

(5) 「山陵修補始末稿」(一、四)

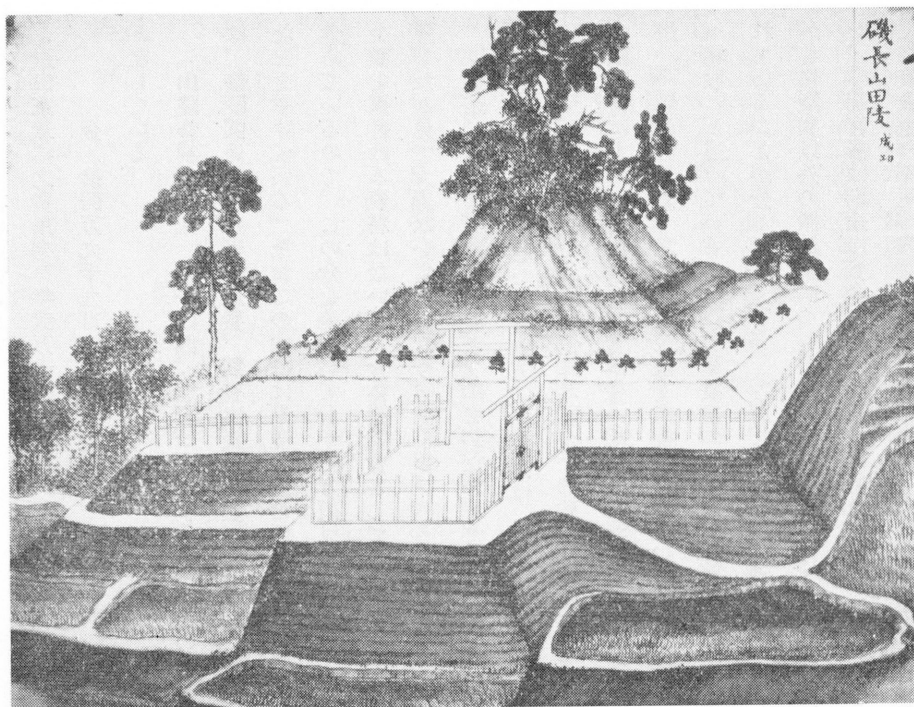
泉涌寺内の四条天皇以下の歴代陵は、当初は修理を予定されていなかったようであるが、「泉涌寺御陵御塔以下修理仕様帳」の表題のある慶応元年九月付の仕様書には、天皇陵をはじめ皇后皇子女に至るまで、陵域内のすべての塔の修復費を計上して、落札高一、二七〇兩余としており、恐らく慶応元年末までには修補の手が加えられたものと思われる。

七

修陵事業に要した経費は、山陵の修補自体に要した経費と、それに附随して必要とされたその他の諸経費とに区分されるが、適確な資料を欠くため詳細については不明であるので、その概略について述べる。

はじめに修陵自体に要した経費について見ると、忠至は一陵につき平均五五五兩を計上し、九十所として四九、九五〇兩(神武天皇陵と泉涌寺内歴代陵拜所施設営建費は別途計上)の額を幕府に要求し、元治元年正月に京都守護職の宰領によつて大坂金蔵より下渡されることとなつたことは第四節に於て述べた通りである。

四九、九五〇兩の額は、云わば山陵奉行の幕府に対する請負額とも言うべきものであるが、実際に修補した箇所は九十所を上廻っており、具体的に何程の額を要したかについて見ると、諸書に見積高、落札高、出来高などが散見されるが、全体の修補箇所についての具体的金額を挙げ



推古天皇陵成功図 御物「山陵図」所載

たものとしては、「函底叢書」所載の「御陵御普請御入用高」と戸田忠綱の編纂した「山陵修補之顛末」所載のもの二つがある。しかし、何れも脱落或は錯乱と思われる箇所があり、正確な額とすることは出来ないが、大体の目安にはなるものと思われ、別途計上の二所を除いた分はほぼ幕府より支給された四九、九五〇両前後の額で施行されていることが知られる。⁽¹⁾

松井良吉の編纂した「山陵修補綱要」には、修陵事業に従った宇都宮藩士林金三郎の記憶によつて、修陵に要した経費の内訳を掲げているが、それによると

- 一 神武御陵御修造費
金壹万三千七百五拾九兩余
- 一 泉涌寺 同上
金壹万百五兩余
- 一 各御陵 同上
金四万九千九百五拾兩余

幕府々下金
合計 金七万三千八百拾四兩余

とある。林は修陵事業中会計関係の事務を分担しており、この額は信用するに足るものと思われ、⁽²⁾修陵自体に要した経費は林の記憶をとり、別途計上の二所を含めて七万三千兩余として大過ないものと思う。

次に修陵事業に附随して必要とされた諸経費については、「山陵修補

綱要」は同じく林の記憶として

戸田家遺弘之費用老々年式万四千四百式拾六両ニシテ七年分

金 拾四万九千九百八拾貳両也

と記している。

「山陵修補之顛末」は一四四、三三三兩余として、その内容としては、修陵関係者の手当、旅費、調査出張費、製図費、勅使参向関係経費などを挙げている。なおこの内には泉涌寺内の歴代陵拝所施設營建費も含めてるので、この分を差引いても十三万兩以上の金額となる。この金額を裏付ける資料はないが、大体諸経費として十三、四万兩の金額を要したと見て大過ないものと思う。

以上述べた修陵経費がどのようにまかなわれたかを見ると、林の記憶では、修陵自体に要した経費七万三千兩余は「幕府の借金」とあり、又、忠至が明治二年十月に負債返却について政府に援助方を歎願した際の歎願書にも「旧幕府ヨリ御普請金ハ相渡候へ共、右出張并在京中ノ入用ハ一切渡方無之、又御普請金渡り方後レ勝ニ付、其時々他借ヲ以職方へ相渡」と述べているように、修陵自体に要した経費は幕府より下渡されていることが分る。しかし、その下渡しは常に遅れがちであり、しかも修陵費以外の諸経費については一切幕府よりは下渡されなかつたので、宇都宮藩は別途に資金の融通を講じなければならなかつた。

修陵資金の不足が修陵実施に当つての一つの障害となつたことは第四節に於て述べたが、宇都宮藩関係者は修陵事業の当初より資金の調達に

苦しみ、忠至は文久二年の上京に当つて、宇都宮藩と関係の深かつた江戸の豪商川村伝左衛門より多額の援助を受けたと云われ、前にも述べたように文久三年八月迄に宇都宮藩は一万三千兩を修陵事業に支出している。しかし、諸藩の例に洩れず財政の逼迫していた宇都宮藩はひきつづき経費を捻出することは困難であり、かねてより融資を受けていた鴻池などの大阪の豪商より融通を受け、一方では民間よりの一時借入によつて当面の資金不足を補わねばならなかつた。

しかも宇都宮藩は修陵事業に藩力を傾けていた際、予期しない災厄に見舞われた。即ち元治元年筑波山に抛つた水戸の天狗党の争乱によつて、北関東の地が紛争にまき込まれた際、幕府は天狗党鎮圧のため宇都宮藩に出兵を命じた。修陵事業によつて藩財政の逼迫していた宇都宮藩は、この出兵によつて更に窮乏を加え、藩士の扶持にも事欠く有様であつたと云われる。しかるに幕府は天狗党追討の際に宇都宮藩に手落ちがあつたとして、慶応元年正月に至り、藩主忠恕に隠居を命じ、祿二万七千余石を削り、更に奥州棚倉への転封を命じたのである。しかし、このような悲境の渦中にあつても修陵の手を緩めず所期の目的を達成したのであるが、この間の民間よりの負債はかなりの額に達したと思われる。

民間の出資者は、前述の明治二年の政府への歎願書に添附された出資者名簿によると主に大和、河内地方の旧家であるが、当時なお三万七千兩余の負債を抱えていることが分る。宇都宮藩は河内に五千石の分知を領有していたが、この所領よりの収納は文久二年以降、すべて修陵関係

の諸経費、又は借財の返済に当てられていた模様であり、⁽⁵⁾維新後もその返済につとめた。慶応元年朝廷は二千兩を与えて宇都宮藩の困窮を救⁽⁶⁾い、又明治二年には前述の歎願に対して政府は七千兩を与えて救済したのであつた。

以上によつて、幕末の修陵についての大凡の経過を述べたが、その特色については既にふれて来たところである。なお本稿には述べなかつたが、修陵後の山陵管理のために、律令の制度に倣つて中央には諸陵寮を再興し、諸陵には長守戸の制を立てるなど、国家による山陵管理の制度が整えられたが、文久度の修陵はすべての点に於て明治以降の陵制の規準となるものであつた。

かくて、元祿以来数次に亘つて行われた修陵事業は、徳川幕府の崩壊を前にして宇都宮藩の手により漸くその功をおさめることとなつた。

〔註〕

(1)

「函底叢書」の総計は約四万六千兩前後となるが、脱落が二、三ある。「山陵修補之顛末」は別途計上の二所を除いて五万兩を多少超えた額となるが、脱落、重出などの錯乱がある。

(2)

「泉涌寺御陵修造費」は陵前拝所施設營建費を指す。林は一〇、一〇五兩余としているが、「山陵修補綱要」にのせてある大和、河内方面の入用高の一覧には、一〇、一〇四兩余とほぼ同一の金額を記している。

(3)

「公文類聚」

(4)

「御借用銀控」

(5)

「戸田家書類(一)」

(6)

「嵯峨実愛日記」慶応元年閏五月四日、同九月二十三日条(日本史籍協会版)